

反対討論要旨（2010/10/7）

私は、日本共産党県議団として、提案されました10件の議案のうち、8件に賛成し、反対する2件の内の主なものと、請願・陳情についての委員会審査結果に反対するものの内の主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第81号「鹿児島県防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。これは、県防災研修センターの管理に指定管理者制度を導入するというものです。

現在、防災研修センターは、風水害・地震等の自然災害に対する県民の防災意識の高揚や自主防災組織の活動の促進を図るため、防災に関する総合的な教育・研修の実施や情報提供等を行っている施設で、施設の維持管理は、県が直接行い、研修・訓練の業務運営は、県消防協会に委託しています。県消防協会は、防災研修センターに事務局を置き、協会独自の地域の消防団員のリーダー対象の研修などの他、県から委託を受け、地域における防災活動の指導的役割を担う、地域防災推進員を養成するための講座をセンターや大島支庁で開催しています。

反対の理由の第1は、これまで県が直接管理していた施設の維持管理を含めて研修・訓練等を、株式会社、NPO法人などを含めて全ての民間団体の指定管理者が行うことになり、「風水害・地震等の自然災害に対する県民の防災意識の高揚や自主防災組織の活動の促進を図る」という設置目的に対する県の責任の後退につながるという点です。

反対の理由の第2は、指定管理制度では、「指定の期間」が設定されることになり、指定期間が経過するごとに改めて指定の手続きを行うことより、指定管理者から外されてしまった団体等では、今までその業務に従事していた職員の処遇や解雇など重大な問題が生じる恐れがある点です。

反対の理由の第3は、指定管理者制度が、住民サービスや安全の低下か、職員の労働環境悪化のどちらかを招く恐れがある点です。先ほどの行財政改革特別委員会の中間報告で示されていたように、指定管理者制度は、経費節減と効率化に重点が置かれています。例えば、実際に、これまで指定管理者制度が導入されてきた視聴覚障害者情報センターでは、導入前は約5700万円の委託費が、現在5200万円の指定管理料、アジア・太平洋農村研修センターは、導入前は約5,000万円の委託料が現在約4700万円の指定管理料となるなど、年間数百万円の経費縮減になっています。

住民サービスの向上と経費縮減を両立させることは、職員数の削減とそれによる労働強化を招くことになります。

以上の理由から、県防災センターに指定管理者を導入する本議案に賛成できないものがあります。

次に請願陳情についてであります。

はじめに、陳情第3046号「川内原子力発電所3号機建設の賛成に関する陳情」が委員会審査結果で「採択」、陳情第3092号「川内原発3号機増設に関する陳情書」が委員会審査結果で「不採択」となっていることについて、一括して反対理由を申し述べます。

川内原発3号機をめぐることは、これらの陳情を含めて、増設賛成の立場の陳情が48件、増設反対の立場の陳情が18件提出されております。私は、増設反対の立場の陳情については「採択」を求め、増設賛成の立場の陳情については「継続審査」を求めるものであります。

九州電力による川内原発3号機の増設は、電力需要との関係でも、地球環境問題の対応という点においても、更に、経済性という観点でも必要性は全く認められないものです。3号機増設について、九州電力は、あれこれ理由はつけているものの、いずれも県民を納得させるものでも、県民の要求にもとづいたものでもなく、政府の「原子力政策大綱」にそって一方的に計画されたものに他なりません。

また、賛成の立場の陳情には、地元薩摩川内市の過疎化の進行や地元商店街の衰退の状況など地域の衰退を憂う現状について切々と訴えられておりますが、その一方で、原発の建設工事が地域経済を活性化し、莫大な交付金等が薩摩川内市の発展に結びつくことが1号機、2号機の実績を見ても明らかであるとされています。

1号機、2号機による交付金は2009年度までで、約646億円が注ぎ込まれました。しかしながら、陳情書には薩摩川内市は、活性化するどころか、衰退しているとあります。市の地方債残高を見ると、1号機、2号機の運転開始後、163億円だったものが、10年後には270億円と100億円も膨れあがっています。様々な補助金や交付金が施設をつくることに使われ、その裏負担と、箱物の維持管理費などの負担がどんどん増えています。結局、この賛成陳情を見ても分かるように、原発の建設は、その時は地域振興に役立ったように見えても、それは一時的なものに過ぎず、原発に頼ったまち作りでは、その後、地域がさびれていくことは明らかです。賛成陳情の中でも、反対陳情の中でも、地域のみなさんの願いは、地域の活性化、そして安心して暮らせるまちづくりです。そのためにも、原発に頼ったまちづくりから脱却し、農業や漁業などの地場産業を支援する施策に切り替えていくことが必要です。よって、3号機増設に反対する陳情は採択し、増設に賛成する陳情は、継続審査とし、原発の安全性と真の地域振興の在り方について、もっと議論を深めることが必要であると考えます。

次に、陳情第3126号「県営原良団地建替事業の継続・推進を求める陳情」について、第1項の「県営原良団地の建替事業については平成19年10月26日に示した年次計画に従い実施すること」について、委員会審査結果で「不採択」となっていますが、これは、「採択」すべきであることを主張いたします。

この陳情は、明和校区公民館運営審議会と県営住宅の自治会である明友町内会、明和商工同友会から提出されたものであります。ここで言われている「平成19年10月26日に示した年次計画」いうのは、県土木部建築課住宅政策室が、同日、自治会役員等を対象に行った原良団地建替事業説明会で配布された資料の中の一つで、1期工事から12期工事まで、現在ある棟毎に、おおよそいつ頃解体が始まって、いつ頃完成するのかが、新旧住棟配置図とともに示されているものです。これらの中には、住棟や駐車場と合わせて、公園や集会所、福祉施設まで盛り込まれています。住民が立てた計画でもなく、県が計画を立て、説明会を行い、そこで提出された「年次計画」であります。

私は、今回一般質問でも取り上げましたが、住民のみなさんは、1期工事で新しくできあがった棟や建築中の2期工事の様子を見ながら、早く自分たちの番にならないかと心待ちにしておられるのです。次の第3期工事の予定である13号棟にお住まいのある方は、ご主人が脳卒中で倒れて半身が不自由になり、住まいの4階までの階段の上り下りも大変な状況です。それでも、「もう少しで新しいエレベーターがついた建物に建て変わるから、もう少し辛抱しようね、と言って励ましてきた。建て替えられないと聞いて、眠れなくなった。」と嘆いておられました。また、別の方たちも「人間一度口に出した事はやり遂げてほしい。」「住民の願いを無視せず、最後まで計画通りに建て替えてほしい。」など、計画通りの建て替えの実施を願っておられます。

住民へ約束した責任を県に果たさせる意味でも、明和校区の地域振興を図る意味でも、本陳情は「採択」し、県に計画通りの建て替え実施を求めるべきであります。

次に、陳情第4035号「徳之島高等学校に養護学校分教室の設置を求める陳情書」と陳情第4039号「鹿児島県立沖永良部高校内に大島養護学校の訪問教室を設置するための陳情書」について、委員会審査結果では、いずれも「継続審査」であります。これは、どちらも採択すべきであることを主張いたします。

これらの陳情は、障害のある子どもたちが、生まれ育った島で高校まで学ぶことができる環境を求めるものであります。

離島を多く有する九州・沖縄地域においては、離島に住む障害を持つ子どもたちの教育をどのように保障していくのかというのは、一つの大きな課題でもあります。本県と同様に、有

人離島を多く有する長崎県では、2005年に高等部五島分教室、2007年に壱岐分教室が設置され、今年度は、対馬高校に訪問教室が設置され、来年度は小中学部の五島分教室が開設される予定です。これら離島以外にも、3箇所に分教室と2箇所の訪問教育指導教室を持っています。

本県の現状は、熊毛地区は、屋久島の子どもたちは訪問教育か、種子島の施設に入所し、中種子養護学校に通うかの選択です。屋久島の子どもで施設に入って中種子養護学校に通っている場合は、週末に帰省する際の交通費は、奨励費がないために、自己負担となり、年間70万円以上の負担が生じます。中種子養護学校の卒業生は、さらに高等部がないので、県本土の高等部に入ることになります。

大島地区の子どもたちは、特別支援学校は大島本島に1校だけしかないので、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の子どもたちは、訪問教育か自宅を離れて隣接施設に入所して養護学校に通うかの選択です。ようやく今年度、与論高校の教室を使っただけの訪問教育がスタートしました。就学前の療育については、それぞれの離島で、療育の場が次々と開設されており、子どもたちも、親たちも、生まれた島で、小・中・高と、地域の同級生と共に教育が受けられることを心から願っています。徳之島においては、徳之島町、天城町、伊仙町それぞれの議会議長から、金子議長あてに、徳之島高等学校に大島養護学校高等部分教室を早期に開設することを要望する意見書が提出されています。沖永良部においても、知名町、和泊町それぞれの議会議長から、知事や教育長、金子議長あてに、沖永良部高校内に大島養護学校の訪問教室設置を要望する意見書が提出されています。徳之島では、来春中学校を卒業する生徒が、今年度2学期から、これまでの訪問教育から中学校に措置替えとなり、島内での高校進学を願っています。

離島の子どもたちや保護者、地域の願いである島内で高校まで、特別支援教育を受けられる環境を整えるために、本陳情は、直ちに「採択」とし、来年度からの実施にむけて県に施策をせまるべきであります。

次に陳情第4041号「県立学校の普通教室にクーラーを設置することを求める陳情書」について、委員会審査結果では「不採択」ではありますが、本陳情は「採択」すべきであることを主張いたします。

今年の夏は、全国で、連日の「猛暑日」が続き、気象庁は「異常気象分析検討会」を開き、今年の暑さを「異常気象」と認めました。

更に、今年は桜島の爆発的噴火が800回近くも数え、観測史上最高を更新中です。降灰のために窓を閉め切った教室は室温が35度近くにもなったという報道もなされておりました。

学校保健安全法には、第3条に、国及び地方公共団体の責務として、「国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係わる取り組みが確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。」あり、更に、第6条に「学校の設置者は学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と定めています。その学校環境衛生基準による教室の室温は、冬は10度以上、夏は30度以下。最も望ましい温度は、冬は18度～20度。夏は25度～28度であることとされています。

鹿児島市では、この9月議会において、小中学校へのクーラー設置について段階的に整備する方針を示しました。垂水市においても、冷房化に向けた設計委託料を9月議会の一般会計補正予算に計上しました。

県立学校においても、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、県の責任で普通教室にクーラーを設置すべきであります。先ほどの委員長報告によると、厳しい財政状況から、クーラー設置は困難であるとされましたが、県庁舎や県議会の空調整備にあたっては、財政状況の検討がなされたでしょうか。当然のこととして空調が整備されたと思います。子どもの権利条約第3条にあるように、子どもの最善の利益を主として考慮し、県は力を尽くすべきであります。

よって、本陳情は、採択すべきであります。

最後に陳情第4042号「小・中・高等学校のすべての学年に30人学級を実施することを求める陳情書」について、委員会審査結果では、「不採択」であります。本陳情は「採択」すべきであることを主張いたします。

文科省は、「強い人材」の実現は、成長の原動力としての未来への投資であり、世界最高水準の教育力を目指し、新学習指導要領の円滑な実施や教員が子どもと向きあう時間の確保による質の高い教育の実現が急務であるとして、30年ぶりに40人学級を見直し、30人、35人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画を策定しました。

一方、本県の教職員の病気休職は昨年度158人で、うち、うつ病、適応障害、ストレス障害などの精神疾患は過去15年間で最多の92人となりました。子どもたちに分かる授業と楽しい学校、教師に、生徒一人ひとりに目が行き届くゆとりを保証していくことが学力の向上につながります。国の教職員配置の改善は、本県独自の小学校低学年の30人学級についての負担軽減にもなります。県立高校においても、高校の統廃合が続いておりますが、生徒数が減少しているからこそ、30人学級を実現する好機です。

本県の子どもたちの健やかな成長と学力向上のためにも、本陳情は採択し、全ての学年における30人学級実現へ向けての検討を始めるべきであります。

以上で、反対討論を終わります。